

# 経済産業省における 省エネルギー支援施策について

2019年2月1日  
経済産業省 関東経済産業局  
総合エネルギー広報室

# 第5次エネルギー基本計画（2018年7月閣議決定）の概要

## 「3E+S」

- 安全最優先（Safety）
- 資源自給率（Energy security）
- 環境適合（Environment）
- 国民負担抑制（Economic efficiency）

⇒

## 「より高度な3E+S」

- + 技術・ガバナンス改革による安全の革新
- + 技術自給率向上/選択枝の多様化確保
- + 脱炭素化への挑戦
- + 自国産業競争力の強化

## 2030年に向けた対応

～温室効果ガス26%削減に向けて～

～エネルギーミックスの確実な実現～

- －現状は道半ば
- －計画的な推進
- －実現重視の取組
- －施策の深掘り・強化

### <主な施策>

#### ○ 再生可能エネルギー

- ・主力電源化への布石
- ・低コスト化, 系統制約の克服, 火力調整力の確保

#### ○ 原子力

- ・依存度を可能な限り低減
- ・不断の安全性向上と再稼働

#### ○ 化石燃料

- ・化石燃料等の自主開発の促進
- ・高効率な火力発電の有効活用
- ・災害リスク等への対応強化

#### ○ 省エネ

- ・徹底的な省エネの継続
- ・省エネ法と支援策の一体実施

#### ○ 水素/蓄電/分散型エネルギーの推進

## 2050年に向けた対応

～温室効果ガス80%削減を目指して～

～エネルギー転換・脱炭素化への挑戦～

- －可能性と不確実性
- －野心的な複線シナリオ
- －あらゆる選択枝の追求
- －科学的レビューによる重点決定

### <主な方向>

#### ○ 再生可能エネルギー

- ・経済的に自立し脱炭素化した主力電源化を目指す
- ・水素/蓄電/デジタル技術開発に着手

#### ○ 原子力

- ・脱炭素化の選択枝
- ・安全炉追求/バックエンド技術開発に着手

#### ○ 化石燃料

- ・過渡期は主力、資源外交を強化
- ・ガス利用へのシフト、非効率石炭フェードアウト
- ・脱炭素化に向けて水素開発に着手

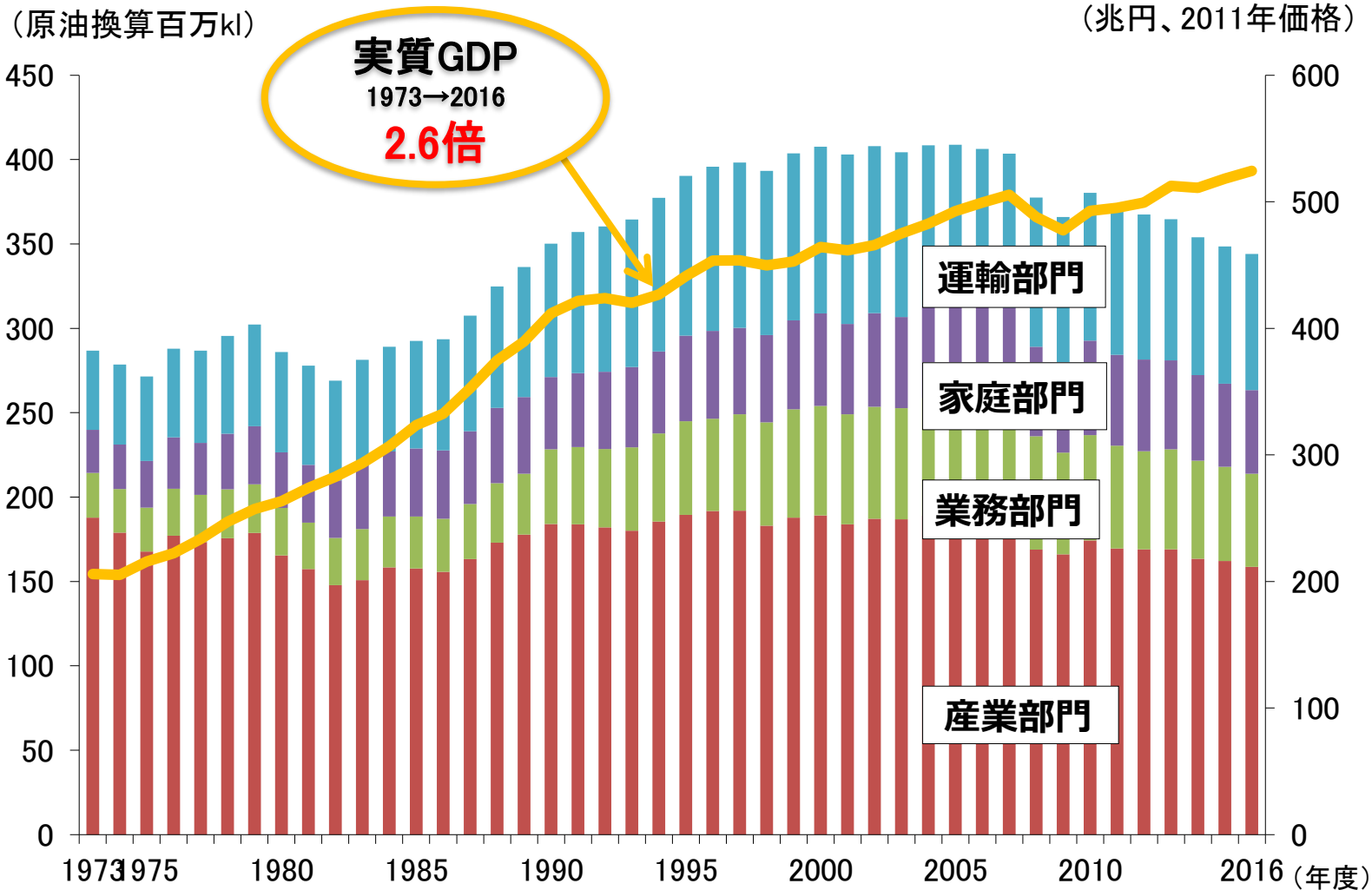
#### ○ 熱・輸送、分散型エネルギー

- ・水素・蓄電等による脱炭素化への挑戦
- ・分散型エネルギーシステムと地域開発  
(次世代再エネ・蓄電、EV、マイクログリッド等の組合せ)

基本計画の策定 ⇒ 総力戦（プロジェクト・国際連携・金融対話・政策）

# 我が国の最終エネルギー消費の推移

オイルショック以降、実質GDPは2.6倍。最終エネルギー消費は1.2倍。

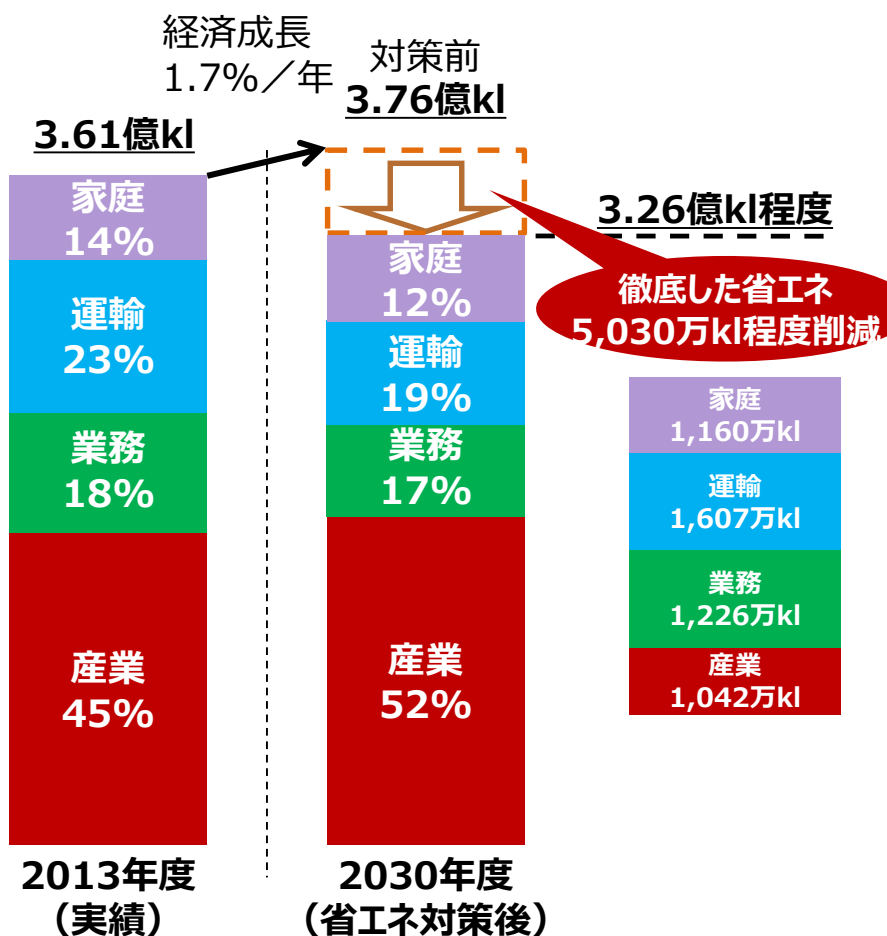


【出典】総合エネルギー統計、国民経済計算年報、EDMCエネルギー・経済統計要覧

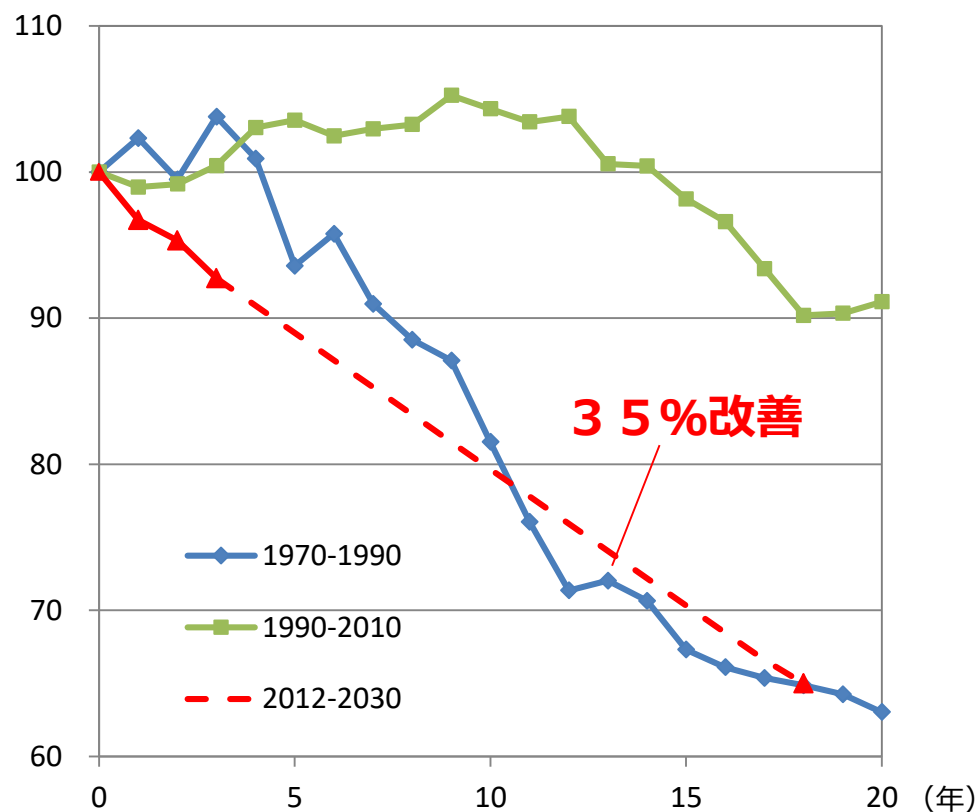
# エネルギーミックス（長期エネルギー需給見通し）における省エネ対策

- 2030年度に最終エネルギー需要を対策前比で**原油換算5,030万kl程度削減**（▲13%）。
- **オイルショック後並みのエネルギー消費効率**（最終エネルギー消費量／実質GDP）の**改善**（35%）が必要。

## エネルギーミックスにおける最終エネルギー需要



## エネルギー消費効率の改善



※ 1970年、1990年、2012年のエネルギー消費効率を100とする

# エネルギーミックスの主な省エネ対策の進捗状況（2016年度時点）

全体 <2030年度見通し▲5,030万kl> 2016年度時点で▲876万kl（進捗率：17.4%）

産業部門 <2030年度 ▲1,042万kl>  
▲191万kl（進捗率：18.3%）

- LED等の導入 [44.6万kl/108.0万kl (41.3%) ]
- 産業用ヒートポンプの導入 [4.3万kl/87.9万kl (4.9%) ] **1**
- 産業用モータの導入 [8.8万kl/166.0万kl (5.3%) ]
- FEMSの活用等によるエネルギー管理の実施 [7.4万kl/67.2万kl (11.0%) ]

業務部門 <2030年度 ▲1,227万kl>  
▲206万kl（進捗率：16.8%）

- LED等の導入 [88.0万kl/228.8万kl (38.5%) ]
- 高効率な冷凍冷蔵庫やルーター・サーバー等の導入 [32.8万kl/278.4万kl (11.8%) ] **1**
- BEMSの活用等によるエネルギー管理の実施 [37.7万kl/235.3万kl (16.0%) ]
- 建築物の省エネ化 [52.9万kl/373.4万kl (14.2%) ] **5**

家庭部門 <2030年度 ▲1,160万kl>  
▲170万kl（進捗率：14.6%）

- LED等の導入 [86.3万kl/201.1万kl (42.9%) ]
- トップランナー制度等による機器の省エネ性能向上 [13.0万kl/133.5万kl (9.7%) ] **4**
- 住宅の省エネ化 [19.6万kl/356.7万kl (5.5%) ] **5**

運輸部門 <2030年度 ▲1,607万kl>  
▲309万kl（進捗率：19.2%）

- 次世代自動車の普及 [71.5万kl /938.9万kl(7.6%) ] **3**
- その他の運輸部門対策 [237.5万kl/668.2万kl (35.5%) ]
- (内訳) 貨物輸送 [96.2万kl /337.6万kl (28.5%) ] **2**
- 旅客輸送 [141.3万kl /330.5万kl (42.8%) ]

- 課題①** 産業・業務部門 : 工場等の省エネ設備投資加速によるエネルギー消費効率の改善が課題
- 課題②** 運輸部門（貨物分野） : 小口配送の増加等の増エネ懸念への対応が課題
- 課題③** 運輸部門（旅客分野） : EV・PHVやFCVの普及加速が課題
- 課題④** 家庭・業務部門 : AIやIoT等を活用した家電等の更なる効率向上が課題
- 課題⑤** 家庭・業務部門 : 住宅やビルの徹底した省エネ性能向上が課題

→ 主に課題1と課題2に対応する「エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部を改正する法律」が今国会で成立。6月13日公布。

# 平成31年度予算（案）について

# 省エネルギー投資促進に向けた支援等補助金

## 平成31年度予算案額 551.8億円（600.4億円）

うち臨時・特別の措置120.4億円

資源エネルギー庁  
省エネルギー・新エネルギー部  
省エネルギー課  
03-3501-9726

### 事業の内容

#### 事業目的・概要

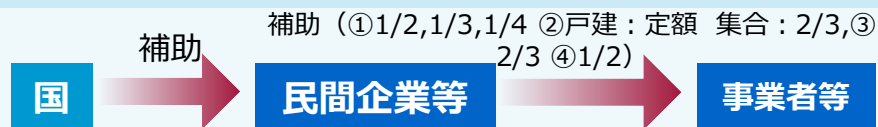
- 工場・事業場、住宅、ビルにおける省エネ関連投資を促進することで、エネルギー消費効率の改善を促し、徹底した省エネを推進します。

- 省エネルギー設備への入替支援**  
工場等における省エネ設備や省電力設備への入替促進のため、対象設備を限定しない「工場・事業場単位」及び申請手続が簡易な「設備単位」での支援を行います。また、複数事業者が連携した省エネ取組への支援を強化します。
- ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH：ゼッチ）の実証支援**  
ZEHの普及目標を掲げたZEHビルダーにより建築されるZEH+（省エネの更なる深掘り及び太陽光発電等の自家消費率拡大を目指したZEH）や、停電時のレジリエンスを強化した住宅、超高層の集合住宅におけるZEH化の実証を支援します。
- ネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB：ゼブ）の実証支援**  
ZEBの設計ノウハウが確立されていない民間の大規模建築物（新築：1万m<sup>2</sup>以上、既築：2千m<sup>2</sup>以上）について、先進的な技術等の組み合わせによるZEB化の実証を支援し、その運用実績の蓄積・公開・活用を図ります。
- 次世代省エネ建材の実証支援**  
既存住宅における消費者の多様なニーズに対応することで省エネ改修の促進が期待される、工期短縮可能な高性能断熱建材や、快適性向上にも資する蓄熱・調湿材等の次世代省エネ建材の効果の実証を支援します。

#### 成果目標

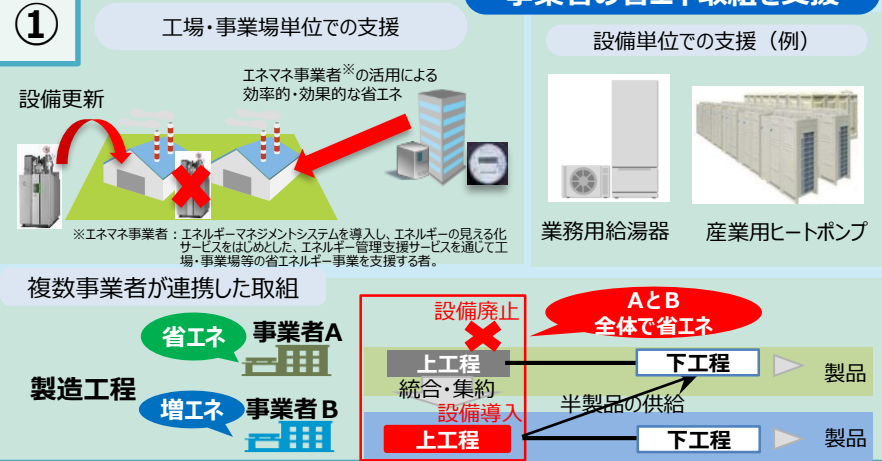
- 2030年度省エネ見通し（5,030万kl削減）達成に寄与します。
- 2020年までに新築戸建住宅の過半数のZEH実現と公共建築物におけるZEB実現及び、省エネリフォーム件数の倍増を目指します。

#### 条件（対象者、対象行為、補助率等）

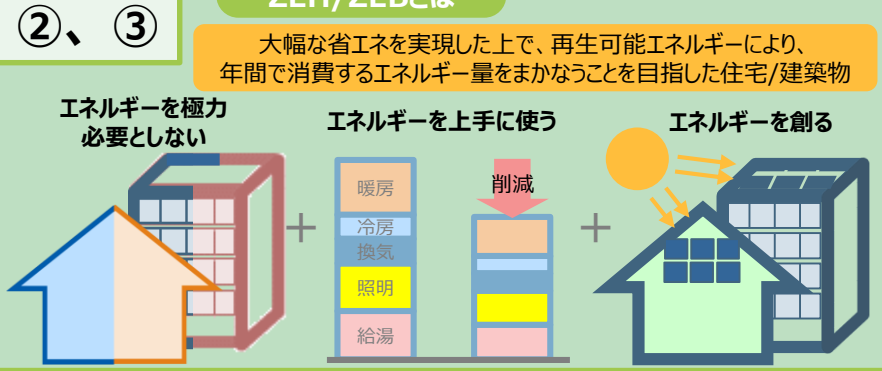


### 事業イメージ

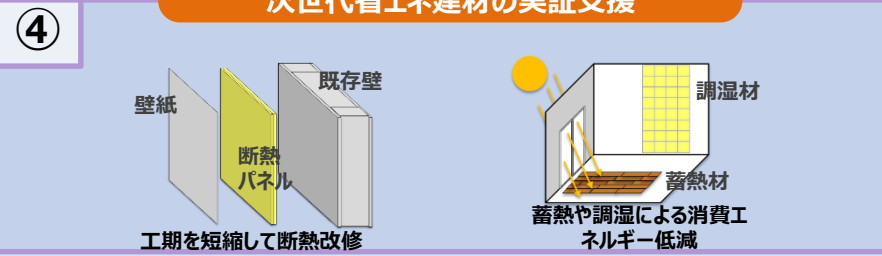
#### 事業者の省エネ取組を支援



#### ZEH/ZEBとは



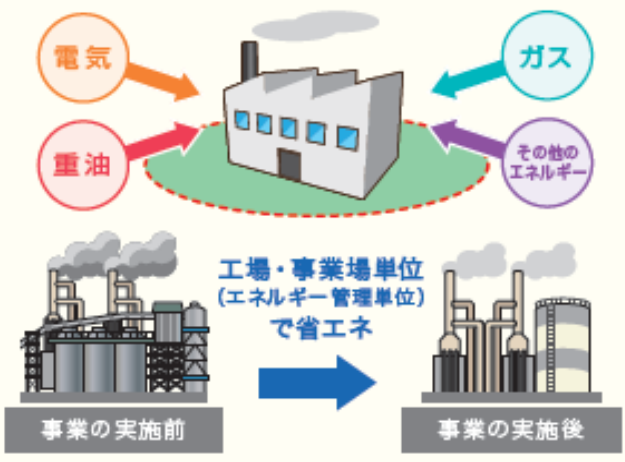
#### 次世代省エネ建材の実証支援



# ①省エネルギー設備への入替支援 平成30年度 エネルギー使用合理化等事業者支援事業(平成30年度予算額 約513億円)

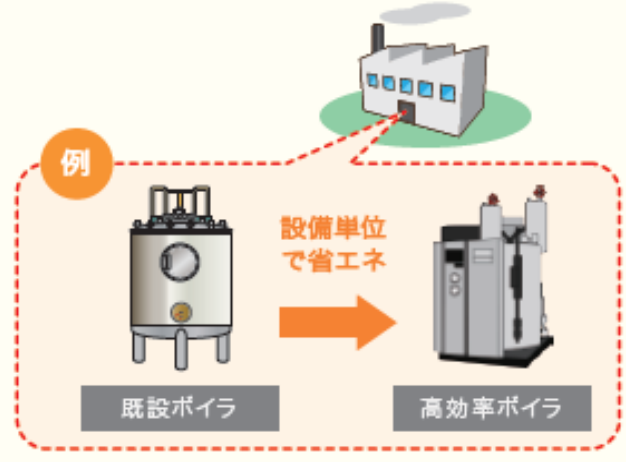
## I.工場・事業場単位での 省エネルギー設備導入事業

- ・業種や設備は限定していません。
- ・省エネルギーとなる事業は申請可能です。  
「どのような省エネ設備に更新するか」、「省エネ取組を行うか」を検討の上、申請ください。
- ・省エネルギー効果の計算方法は、事業者の方が検討・決定してください。



## II.設備単位での 省エネルギー設備導入事業

- ・業種は限定していません。
- ・更新設備は10の設備区分の中から選択してください。
- ・補助事業ポータルへ入力いただければ、省エネルギー効果計算や申請書類の作成が簡単にできます。



公募期間：  
平成30年5月28日～7月3日

事業期間：  
交付決定日(8月末)～  
平成31年1月31日

### I.工場・事業場単位

03-5565-4463

### II.設備単位

ナビダイヤル 0570-055-122  
IP電話からのお問い合わせ 042-303-4185

受付時間：10:00～12:00, 13:00～17:00 (土日祝日を除く)

一般社団法人環境共創イニシアチブ ▶▶▶▶▶ <https://sii.or.jp/>



# ①省エネルギー設備への入替支援

## 平成30年度 エネルギー使用合理化等事業者支援事業(平成30年度予算額 約513億円)

- 30年度より区分Ⅰ（工場・事業場単位）において、中小企業者※・個人事業主・会社法上の会社以外の法人を除く法人（いわゆる大企業）については原則補助率1/4、特定要件のいずれかを満たす事業のみ補助率1/3とした。※みなし大企業を除く。

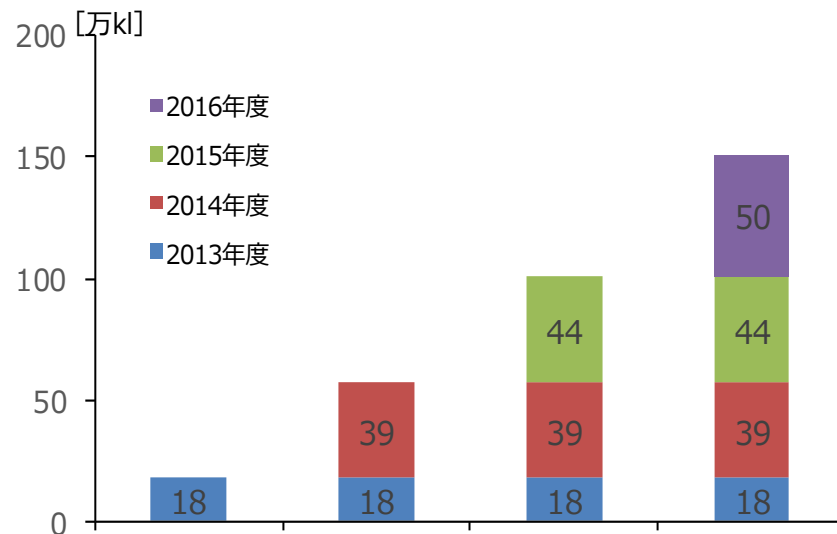
		Ⅰ. 工場・事業場単位での省エネルギー設備導入事業			Ⅱ. 設備単位での省エネルギー設備導入事業
		(ア) 省エネルギー対策事業	(イ) ピーク電力対策事業	(ウ) エネマネ事業	
補助要件		原油換算量ベースで、以下のいずれかを満たすもの ①省エネ率:1%以上 ②省エネ量:1,000kl以上 ③費用対効果:200kl/千万円以上 ④エネルギー消費原単位改善率:1%以上	ピーク時間帯の電力量ベースで、以下のいずれかを満たすもの ①ピーク対策効果率:5%以上 ②ピーク対策効果量:190万kWh以上 ③費用対効果:80万kWh/千万円以上 ④ピーク対策原単位改善率:1%以上	事業所単位等で、「EMSの制御効果と省エネ診断等の運用改善効果」で、以下のいずれかを満たすもの ①省エネ率:2%以上 ②ピーク対策効果率:10%以上	既設設備を一定以上の省エネ性の高い設備に更新 ①高効率照明、②高効率空調、③産業ヒートポンプ、④業務用給湯器、⑤高性能ボイラ、⑥高効率コージェネレーション、⑦低炭素工業炉、⑧変圧器、⑨冷凍冷蔵設備、⑩産業用モータ
補助対象経費		設計費、設備費、工事費			設備費のみ
補助率	中小企業者等	1/3以内	→ (ウ)と同時申請で 1/2以内	(ウ)のみの申請で1/2以内	1/3以内
	大企業	1/4以内	→ (ウ)と同時申請で 1/3以内 ※原単位改善の場合は、1/3以内、(ウ)と同時申請で1/2以内	(ウ)のみの申請で 1/3以内	
		以下の特定要件のいずれかを満たす事業 (照明設備更新のみの事業を除く)			
		①省エネ率:1.5%以上 ②省エネ量:1,500kl以上 ③費用対効果:300kl/千万円以上	①ピーク対策効果率:7.5%以上 ②ピーク対策効果量:190万kWh以上 ③費用対効果:80万kWh/千万円以上		
	1/3以内	→ (ウ)と同時申請で 1/2以内			
補助金限度額		【上限額】1事業当たり15億円/年度 【下限額】1事業当たり100万円/年度 ※複数事業者で実施する「工場・事業場間一体省エネルギー事業」は1事業当たりの補助金上限額は 30億円/年度 ※事業規模が大きく、単年度での事業実施が困難な事業（複数年度事業）の1事業当たりの補助金上限額は 50億円/事業			【上限額】1事業当たり3,000万円 【下限額】1事業当たり30万円

# ①省エネルギー設備への入替支援

## ● 最近の取組

- ✓ **2013年度から2016年度までの実績省エネ量は約151万kl**（2017年度は集計中）。
- ✓ 2017年度は「工場・事業場単位」に加え、申請が簡易な「設備単位」の申請も受け付ける等、**中小企業等に配慮**。中小企業の採択割合は「工場・事業場単位」で55.5%、「設備単位」で67.0%（件数ベース）。また、2018年度はバルクリースを活用した省エネ設備投資について一括申請を可能とした。
- ✓ 複数事業者の連携省エネや、「エネルギーミックス」の省エネ対策のうち進捗が遅れている設備等の導入加速化が必要な省エネ設備への投資を促す仕組みを検討。

## ■ 省エネ補助金による省エネ効果（実績）



	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
累積省エネ量 (万kl)	18	58	101	151
累積件数 (事業)	874	2,189	4,386	5,587
累積補助額 (億円)	151	381	814	1,196

## ■ 2017年度省エネ補助金の採択実績

### 工場・事業場単位

	申請件数 (件)	申請金額 (億円)	採択件数 (件)	採択金額 (億円)
中小企業	514 (49.7%)	159.2 (50.4%)	228 (55.5%)	87.3 (57.6%)
中小企業以外	520 (50.3%)	156.7 (49.6%)	183 (44.5%)	64.4 (42.4%)
合計	1,034	315.9	411	151.7
うちエネマネ事業	522 (50.5%)	205.9 (65.2%)	192 (46.7%)	98.7 (65.1%)

### 設備単位

	申請件数 (件)	申請金額 (億円)	採択件数 (件)	採択金額 (億円)
中小企業	2,767 (63.8%)	66.9 (49.6%)	1,674 (67.0%)	45.7 (54.8%)
中小企業以外	1,567 (36.2%)	68.1 (50.4%)	823 (33.0%)	37.6 (45.2%)
合計	4,334	135.0	2,497	83.3

※設備区分毎の採択件数（設備ごとに計上しており、上記の合計件数とは一致しない）

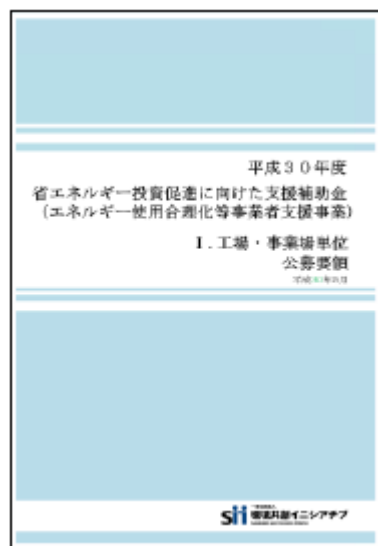
設備	申請件数 (うち中小企業)	設備	申請件数 (うち中小企業)
高効率照明	1,206 (783)	高効率コージェネ	5 (1)
高効率空調	1,005 (619)	低炭素工業炉	25 (22)
産業ヒートポンプ	1 (1)	変圧器	146 (99)
業務用給湯器	16 (9)	冷凍冷蔵庫	29 (24)
高性能ボイラ	255 (204)	産業用モータ	156 (135)

平成30年度

省エネルギー投資促進に向けた支援補助金（エネルギー使用合理化等事業者支援事業）

# I.工場・事業場単位

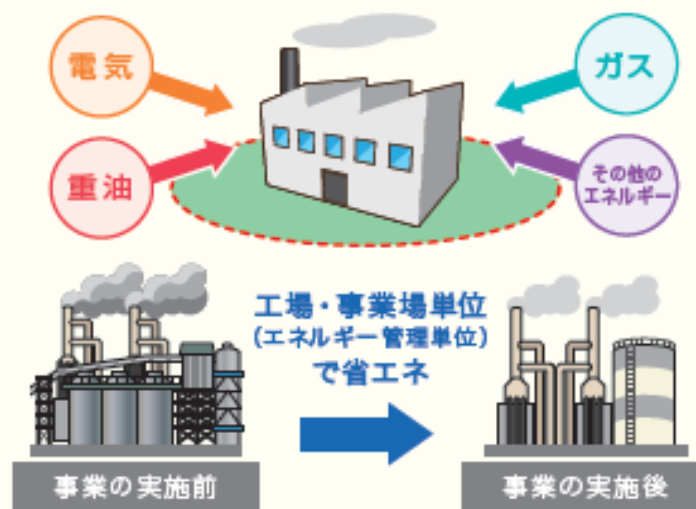
## 【公募要領】



I.工場・事業場単位

03-5565-4463

- ・業種や設備は限定していません。
- ・省エネルギーとなる事業は申請可能です。  
「どのような省エネ設備に更新するか」、「省エネ取組を行うか」を検討の上、申請ください。
- ・省エネルギー効果の計算方法は、事業者の方が検討・決定してください。



受付時間：10：00～12：00、13：00～17：00（土日祝日を除く）

一般社団法人 環境共創イニシアチブ ▶▶▶▶▶ <https://sii.or.jp/>

公募期間：平成30年5月28日～7月3日

事業期間：交付決定日（8月末）～平成31年1月31日

# I-1 補助対象事業

- エネルギー管理を一体で行っている工場・事業場等において実施する次の事業を補助対象とする。

## (ア) 省エネルギー対策事業

省エネ設備への更新・改修等、計測・見える化等の機能を備えたエネルギーマネジメントシステム（EMS）の新設により省エネを達成する事業。

## (イ) ピーク電力対策事業

蓄電池・蓄熱システム・自家発電設備の新設等により、電気需要平準化時間帯（ピーク電力時間帯）の電力使用量を削減する事業。

## (ウ) エネマネ事業

SIIに登録された計測・見える化等の機能を備えたエネルギーマネジメントシステム（EMS）を用いてエネマネ事業者と「エネルギー管理支援サービス」を契約し、より効果的な省エネ対策を実施する事業。

※ SIIに登録されたEMS及びエネマネ事業者は、ホームページの公開情報から選択する。

※補助対象事業は、以下の全てを満たす事業であること。

### ① 投資回収年が5年以上の事業であること。

投資回収年 = 補助対象経費[円] ÷ (計画省エネルギー量[k l/年] × 燃料評価単価[円/k l])

燃料評価単価 = 平成29年4月～平成30年3月の事業所単位のエネルギーコスト[円] ÷ 同期間の事業所単位の使用エネルギー量[k l]

### ② 「エネルギー使用量が1,500kl以上の工場・事業場等」と「中小企業者に該当しない会社法上の会社（株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、有限会社）（みなし大企業を含む）」は 省エネ法に基づき作成した中長期計画等に記載されている事業であること。

## I-2 補助対象設備

- 補助対象設備は、以下を全て満たすこと。

- ① 既存設備・システムの更新、又は製造プロセスの改善等の改修を行い、その設備自体が省エネルギー又はピーク電力対策に寄与する設備であること。但し、その設備のエネルギー使用量を計測する機器（積算電力量計・流量計等）は、補助対象設備に関連する設備とし、補助対象とする。（対象・対象外設備の計測が混在する設備は、それぞれに要した費用按分を行う等、合理的に説明すること。）
- ② 更新前後で使用用途が同じであること。
- ③ 兼用設備、将来用設備又は予備設備等ではないこと。
- ④ 中古品でないこと。
- ⑤ エネルギー消費を抑制する目的と関係のない機能やオプション等を追加していない設備であること。  
※廃熱回収等の省エネルギー効果が伴う機能やオプション又は付帯設備は、一体不可分の設備として出荷する場合は対象とする。
- ⑥ その他法令に定められた安全上の基準等を満たしている設備であること。

# I-3 補助対象経費

- 補助対象経費は、以下の3区分。

設計費	補助事業の実施に必要な機械装置、建築材料等の設計費、システム設計費等。	
設備費	補助事業の実施に必要な機械装置、建築材料等の購入、製造(改修を含む。)又は据付等に要する経費(但し、当該事業に係る土地の取得及び賃借料を除く)。	
	<table border="1"> <tr> <td>EMS部分</td> <td>           主装置・盤 計測計量機器 機械監視装置 制御機器 通信装置 モニター装置 ソフトウェア            計測制御主装置、ローカルサーバー、ロガー、主装置盤 等 電力量センサ、ガスメーター、流量計、水量計、温湿度センサ、熱量計、パルス検出器 等 生産量制御管理装置、設備稼働状況監視装置 等 ※省エネルギーに寄与するものに限る 制御用センサ、リレースイッチ、コントローラ、インバータ、流量調整弁、自動制御設備、制御PLC※1、VAV 等 モデム、ルーター、通信PLC※2 等 監視用端末、PC、タブレット、モニター、ローカルサーバ 等 導入拠点での需要予測、最適化計算、最適制御機能 等         </td> </tr> </table>	EMS部分
EMS部分	主装置・盤 計測計量機器 機械監視装置 制御機器 通信装置 モニター装置 ソフトウェア 計測制御主装置、ローカルサーバー、ロガー、主装置盤 等 電力量センサ、ガスメーター、流量計、水量計、温湿度センサ、熱量計、パルス検出器 等 生産量制御管理装置、設備稼働状況監視装置 等 ※省エネルギーに寄与するものに限る 制御用センサ、リレースイッチ、コントローラ、インバータ、流量調整弁、自動制御設備、制御PLC※1、VAV 等 モデム、ルーター、通信PLC※2 等 監視用端末、PC、タブレット、モニター、ローカルサーバ 等 導入拠点での需要予測、最適化計算、最適制御機能 等	
工事費	補助事業の実施に不可欠な工事に要する経費。	

(注1) 個別のシステム設計や強度計算等が発生し、対価に応じた成果物(設計図書等)が作成される場合、これらを設計費として計上することができる。

(注2) 工事実施に伴う工事用図面等は、設計費に含めず、工事費に含める。

(注3) 以下の経費については補助対象外とする。

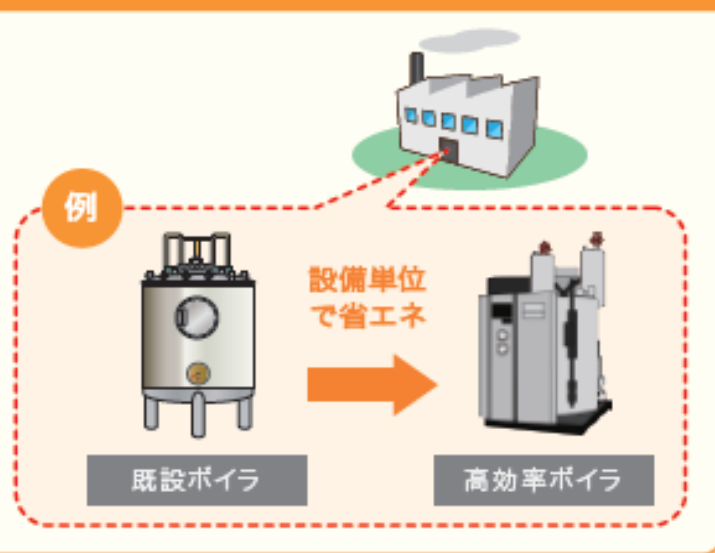
- ・ S I I が補助対象外と判断した機器、設備
- ・ 補助金交付決定が行われる以前に係る経費(事前調査費等)
- ・ 建屋等の建築物、外構工事費等、及び事業に関係のない工事費
- ・ 既存設備・システムの解体・撤去・移設に係る経費
- ・ 消費税及び地方消費税

平成30年度

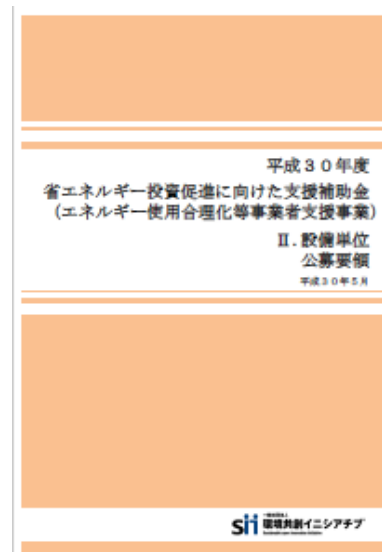
省エネルギー投資促進に向けた支援補助金（エネルギー使用合理化等事業者支援事業）

## II. 設備単位

- ・ 業種は限定していません。
- ・ 更新設備は10の設備区分の中から選択してください。
- ・ 補助事業ポータルへ入力いただければ、省エネルギー効果計算や申請書類の作成が簡単にできます。



### 【公募要領】



### II. 設備単位

ナビダイヤル **0570-055-122**

IP電話からのお問い合わせ **042-303-4185**

受付時間：10:00～12:00、13:00～17:00（土日祝日を除く）

一般社団法人 環境共創イニシアチブ ▶▶▶▶▶ <https://sii.or.jp/>

公募期間：平成30年5月28日～7月3日

事業期間：交付決定日（8月末）～平成31年1月31日

## II-1 補助対象事業

- 下記の要件を全て満たす事業であること。

- ① 国内で既に事業活動を営んでいる工場・事業場・店舗等（以下「事業所」という。）において、現在使用している設備を本事業で定められたエネルギー消費効率等の基準を満たす補助対象設備に更新する事業であること。
  - ※ 工場の移転や集約等、既存の事業所を移設する際に既設の設備を更新する場合は対象とする。
  - ※ 新たに事業活動を開始する**新築・新設の事業所へ新たに導入する設備は対象外**とする。
  - ※ 既存の事業所において新たに設備を追加する**増設の場合は対象外**とする。
  - ※ 故障等の事由により事業活動に供していない設備を更新する事業は対象外とする。
  - ※ 専ら居住を目的とした事業所における設備更新は対象外とする。
- ② 既存設備を補助対象設備へ更新して省エネルギー効果を得る事業であること。
  - ※ 省エネルギー効果については公募要領 18 ページを参照すること。
  - ※ 導入前後でエネルギー使用量（原油換算したもの。）が増加する場合は対象外とする。
- ③ 事業完了後にデータ取得を開始し、1 か月間分の省エネルギー量の実績値を基に 1 年分の省エネルギー量を算出し、事業完了後 90 日以内に成果報告を行う事業であること。
  - ※ 省エネルギー量の成果報告の実績が、交付決定時の計画値に対して未達の場合、支払い済みの補助金が返還となる場合がある。
  - ※ 成果報告については 32 ページを参照すること。
- ④ 補助事業及び成果報告の内容を公表できる事業であること。



## II-2 補助対象設備

- 導入する設備は、以下の設備区分に該当する設備であって、S I I が定める基準値を満たす省エネルギー性能を有する設備であること。

- |          |          |                 |
|----------|----------|-----------------|
| ・ 高効率照明  | ・ 高効率空調  | ・ 産業ヒートポンプ      |
| ・ 業務用給湯器 | ・ 高性能ボイラ | ・ 高効率コージェネレーション |
| ・ 低炭素工業炉 | ・ 変圧器    | ・ 冷凍冷蔵設備        |
| ・ 産業用モータ |          |                 |

- ① 更新前後で使用用途が同じであること。
- ② 兼用設備、将来用設備又は予備設備等ではないこと。
- ③ 中古品でないこと。
- ④ エネルギー消費を抑制する目的と関係のない機能やオプション等を追加していない設備であること。  
※ 廃熱回収等の省エネルギー効果が伴う機能やオプション又は付帯設備は、一体不可分の設備として出荷する場合は対象とする。
- ⑤ その他法令に定められた安全上の基準等を満たしている設備であること。

## Ⅱ-3 補助対象経費

- 補助対象経費は、購入する補助対象設備の設備費用のみとする。
- 原則3者以上による価格競争等を実施した結果、最低価格であった設備費用を補助対象経費の上限とする。
- 交付決定が行われる前に係る経費（事前調査費等）や契約・発注行為に係る経費は全て対象外とする。

※ 設計費、運搬費、据付費、工事費、消費税、その他諸経費等は対象外とする。

※ 設備の設置に伴う配線や配管、可分のオプション設備等は対象外とする。

※ 補助対象設備毎の対象となる付帯設備の範囲は、公募要領別表1「補助対象設備区分と設備区分毎に定める基準表」を参照すること。

## II-4 導入予定設備の選定方法

- 申請者がメーカー・型番を指定して設備を導入することは禁じられています。必ず3者見積で提示された見積書を待って、導入予定設備を選定してください。

### ① 3者以上から見積を取得する

御見積書 〇〇工業株式会社御中 販売事業者 A		御見積書 〇〇工業株式会社御中 販売事業者 B		御見積書 〇〇工業株式会社御中 販売事業者 C	
<b>&lt;補助対象経費&gt;</b>		<b>&lt;補助対象経費&gt;</b>		<b>&lt;補助対象経費&gt;</b>	
空調設備 ○○○	¥1,800,000	空調設備 △△△	¥1,900,000	空調設備 □□□	¥2,000,000
空調設備 ●●●	¥1,100,000	空調設備 ▲▲▲	¥1,300,000	空調設備 ■■■	¥800,000
<b>補助対象経費合計(A)</b>		<b>補助対象経費合計(A)</b>		<b>補助対象経費合計(A)</b>	
¥2,900,000		¥3,200,000		¥2,800,000	
<b>&lt;補助対象外経費&gt;</b>		<b>&lt;補助対象外経費&gt;</b>		<b>&lt;補助対象外経費&gt;</b>	
工事費/運搬費	¥200,000	工事費/運搬費	¥80,000	工事費/運搬費	¥400,000
<b>補助対象外経費合計(B)</b>		<b>補助対象外経費合計(B)</b>		<b>補助対象外経費合計(B)</b>	
¥200,000		¥80,000		¥400,000	
<b>見積合計(A)+(B)</b>		<b>見積合計(A)+(B)</b>		<b>見積合計(A)+(B)</b>	
¥3,100,000		¥3,280,000		¥3,200,000	

### ② 販売事業者毎に、設備費用（補助対象経費）のみの価格を確認、比較する

販売事業者A  
¥2,900,000

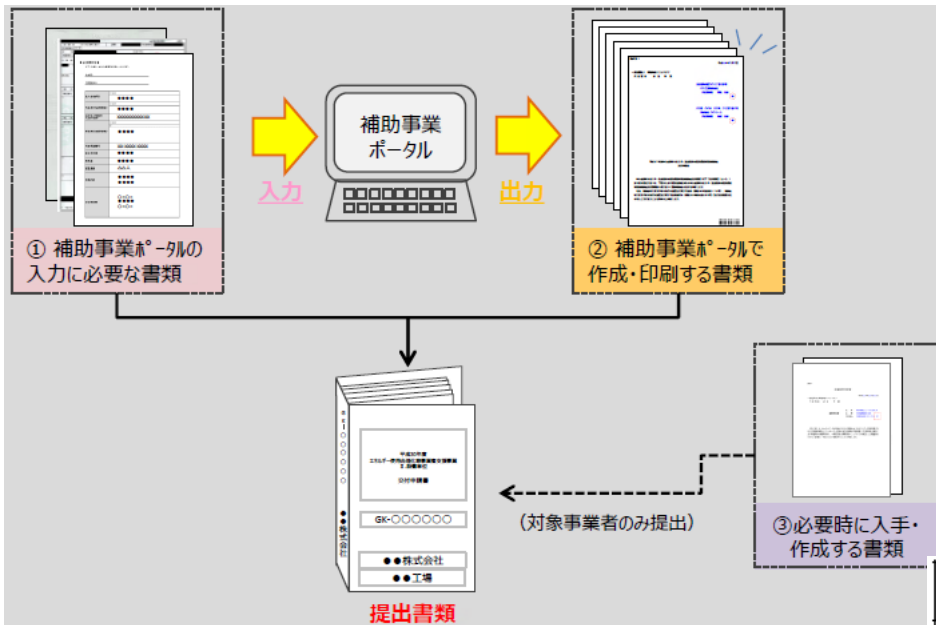
販売事業者B  
¥3,200,000

販売事業者C  
¥2,800,000

補助対象外経費を含めて最低価格の販売事業者Aではなく、補助対象経費が最低価格の販売事業者Cになります。

## II-5 提出書類イメージ

- 補助事業ポータルアカウントを取得し、必要項目を入力して、申請書類を作成する。



<各ボタンと登録、修正できる情報>

No	ボタン名	登録する情報
1	導入予定設備登録	導入予定設備の情報を登録します。
2	既存設備登録	既存設備の情報を登録します。
3	見積・発注情報登録	本事業に係る経費の情報を登録します。
4	計算裕度登録	省エネルギー量計算の結果に対する裕度を登録します。
5	同意確認	補助金及び交付申請における同意確認を実施します。
6	実施場所登録	設備の設置、使用場所（事業所）を登録します。 ※ 設備使用者が複数いる場合は、P.6 5 事業者情報の登録で、「4-1 主体となる事業者」にチェックを入れた設備使用者の行に、ボタンが表示されます。 ※ 設備使用者が複数いる場合であっても、設備の設置場所は1か所です。
7	編集	既に登録された事業者1を修正するときに使います。
8	事業者登録	事業者1以外に申請に係わる事業者（事業者2以降）がいる場合は、このボタンから登録します。

# ③住宅・建築物の省エネ促進（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル【ZEB】） 平成30年度ZEB実証事業（制度の概要）

## 【補助率・主たる要件等】

補助率	エネルギー削減率
2 / 3 以内	再生可能エネルギーを利用した発電を考慮せず 50%以上（ZEB Ready以上）

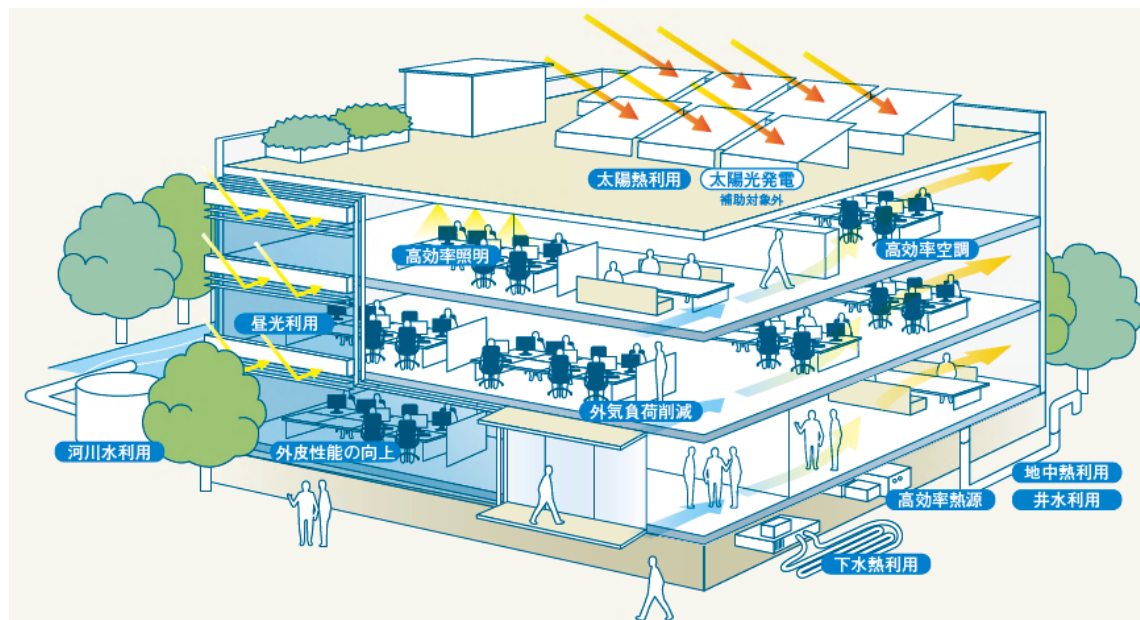
## 【補助対象】

※補助金額上限は5億円/年（複数年度事業は最長3年度まで、上限10億円/事業）

- ZEB実現に寄与する高性能建材、高性能設備機器（空調、換気、照明、給湯）、BEMS装置等

## 【その他の主な補助要件】

- ZEB設計ガイドラインを作成するための設計データを開示できること。
- 建物（外皮）性能は、PAL\*の基準値を満足すること。
- 要件を満たすBEMS装置を導入するとともに、継続して省エネルギーに関する報告・改善が可能なエネルギー管理体制を整備すること。
- ZEBの実現・普及に取り組む建築主である「ZEBリーディング・オーナー」として、執行団体の登録を受けること。
- ZEBの実現を支援する法人として執行団体に登録された「ZEBプランナー」の関与を必須とする。



PAL : Perimeter annual load（ペリメーターゾーンの年間熱負荷係数）

## 【補助事業の申請期間等】

- 1次公募（約15億円）：4/10～5/10
  - 事業期間：交付決定日（6月中旬）～H31/1/25
- ※公募予算に達しなかった際には、2次公募を行う場合がある。

地方公共団体等の建築物、延床面積2,000㎡未満の民間建築物は、環境省が実施する連携事業「平成30年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（業務用施設等におけるネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）化・省CO2促進事業）」の補助対象となります。

# 省エネルギー設備投資に係る利子補給金 助成事業費補助金

平成31年度予算案額 **15.0億円（16.0億円）**

## 事業の内容

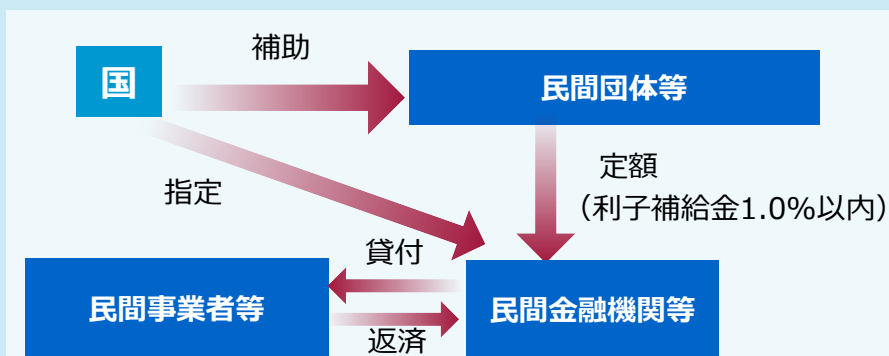
### 事業目的・概要

- 省エネ設備の新規導入や増設、省エネ取組のモデルケースとなり得る事業等に対して支援を行い、資金調達が障壁になり二の足を踏んでいる事業者の省エネ投資を促進します。
- 具体的には、新設事業所における省エネ設備の新設や、既設事業所における省エネ設備の新設・増設に加え、物流拠点の集約化に係る設備導入、更にはクラウドサービスの活用、省エネ診断・運用改善といった省エネサービスの活用等のソフト面での省エネ取組に際し、民間金融機関等から融資を受ける事業者に対して利子補給を行います。

### 成果目標

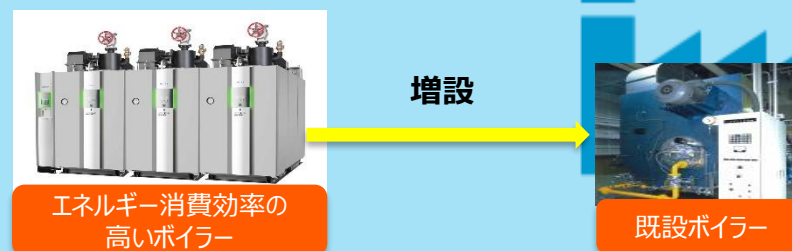
- 平成31年度は新たに150件程度の利子補給を実施し、民間金融機関等の融資を活用した省エネルギー投資の更なる促進を目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



## 事業イメージ

### 支援対象事業例① 既設工場への新たなボイラーの増設



### 支援対象事業例② 新設ビルへの設備導入



### 支援対象事業例③ ソフト面での省エネ取組



# 平成30年度エネルギー使用合理化特定設備等導入促進事業利子補給金

● 補助対象は、省エネルギー設備を新設・導入する事業を実施するための資金について、資源エネルギー庁に指定された金融機関（以下「指定金融機関」）から新たに受ける融資。

## <利子補給対象事業>

以下いずれかの要件を満たすこと

- ①エネルギー消費効率が高い省エネルギー設備を新設・増設する事業
- ②新たに省エネルギー設備を導入し、エネルギー消費原単位1%以上改善される
- ③データセンターのクラウドサービス活用やEMSの導入等による省エネルギー取組に関する事業

## <利子補給対象融資期間・利子補給金支払>

利子補給期間

最大10年間

利子補給金支払

年2回

<お問い合わせ先>  
一般社団法人 環境共創イニシアチブ  
TEL:03-5565-4460

## <利子補給率>

貸付利率 1.1%以上の場合

1%以内

貸付利率 0.1%以上 1.1%未満の場合

貸付利率 - 0.1%以内

例：貸付利率が 1.01% の場合・・・  
利子補給率は  $1.01 - 0.1 = 0.91\%$  以内

指定金融機関（59行）

愛知銀行、足利銀行、伊予銀行、岩手銀行、愛媛銀行、遠州信用金庫、大垣共立銀行、大阪信用金庫、岡崎信用金庫、沖縄振興開発金融公庫、北九州銀行、北日本銀行、岐阜信用金庫、群馬銀行、甲府信用金庫、埼玉縣信用金庫、埼玉りそな銀行、滋賀銀行、静岡銀行、七十七銀行、十六銀行、商工組合中央金庫、荘内銀行、常陽銀行、静清信用金庫、第四銀行、高崎信用金庫、玉島信用金庫、中国銀行、筑波銀行、都留信用組合、東北銀行、東和銀行、栃木銀行、富山銀行、長野銀行、長野県信用組合、日本政策投資銀行、日本生命保険相互会社、農林中央金庫、八十二銀行、百五銀行、広島銀行、福井銀行、福井信用金庫、北洋銀行、北都銀行、北洋銀行、北陸銀行、三島信用金庫、みずほ銀行、みずほ信託銀行、三井住友銀行、三井住友信託銀行、三菱UFJ銀行、もみじ銀行、山形銀行、山口銀行、山梨中央銀行、りそな銀行

# 中小企業等に対する省エネルギー診断事業費補助金

## 平成31年度予算案額 10.7億円（12.0億円）

資源エネルギー庁  
省エネルギー・新エネルギー部  
省エネルギー課  
03-3501-9726

### 事業の内容

#### 事業目的・概要

- 省エネルギー診断(以下、省エネ診断)や省エネ相談地域プラットフォームの構築など、中小企業等の省エネを推進するためのきめ細かな支援を行います。

#### (1)省エネ診断事業・情報提供事業

中小企業等に対して省エネ診断を無料で実施し、診断で得られた事例を様々な媒体を通じて横展開するとともに、自治体や民間団体等が実施する省エネ関連のセミナーに講師を無料で派遣します。

#### (2)地域の省エネ推進事業

省エネ相談に対応できる支援拠点を全国に構築する(省エネルギー相談地域プラットフォーム事業構築事業)とともに、地域の省エネ相談に係る窓口や支援施策などをポータルサイトに公開し(地域の省エネ推進情報提供事業)、地域における省エネ支援の充実化を図ります。

#### 成果目標

- 省エネ診断等による徹底的なエネルギー管理の実施により、2030年度の省エネ効果235.3万klを目指します。

#### 条件（対象者、対象行為、補助率等）

##### (1)省エネ診断事業・情報提供事業



##### (2)地域の省エネ推進事業



### 事業イメージ

#### (1) 省エネ診断事業・情報提供事業

##### 省エネ診断

工場等のエネルギーの管理状況を診断し、設備の運用改善等の提案を行う。

##### 【改善提案例】

- ・空調の運用改善
- ・廃熱の有効利用
- ・ダイヤモンド監視装置の活用



##### 情報提供

診断によって得られた事例を横展開

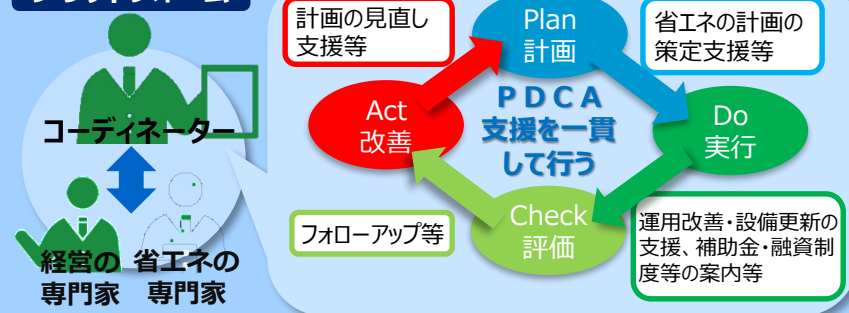


#### (2) 地域の省エネ推進事業

##### ■ 省エネルギー相談地域プラットフォーム構築事業

エネルギー使用状況の把握から省エネ計画の策定・実施・見直しまで、経営状況も踏まえつつ、中小企業等の取組を一貫して支援

##### プラットフォーム



##### ■ 地域の省エネ推進情報提供事業

省エネルギー相談地域プラットフォームや自治体、金融機関等を省エネ支援を行う窓口として公開





平成30年度 省エネルギー相談地域プラットフォーム構築事業 採択事業者一覧（関東経済産業局管内）

支援地域	事業者名	連絡先	支援地域	事業者名	連絡先
1	茨城県 全域 一般社団法人日本エコ協会	029-846-1555 (平日 9:00～ 18:00)	11	東京都 全域 一般社団法人 自然と文化創造コンソーシアム	090-2335-6969 03-5491-0020 (平日 9:30～ 17:30)
2	栃木県 全域 栃木県	028-623-3187 (平日 8:30～17:15)	12	東京都全域 神奈川県全域 一般社団法人 ソーシャルテクニカ	03-3409-5615 (平日 9:00～ 18:00)
3	群馬県 全域 一般社団法人 ぐんま資源エネルギー循環推 進協会	0277-74-5974 (平日 9:00～ 17:00)	13	神奈川県 全域 神奈川県	045-210-4083 (平日 8:30～ 17:15)
4	群馬県利根郡 みなかみ町 群馬県沼田市 一般社団法人 群馬県技術士会	0278-72-2689 090-6122-6855 (平日 9:00～ 17:00)	14	新潟県 全域 一般社団法人 環境省エネ推進研究所	025-263-0100 (平日 9:00～ 17:00)
5	東京都全域 埼玉県全域 千葉県全域 日本カーボンマネジメント 株式会社	03-6912-4471 (平日 9:00～ 17:00)	15	新潟県 全域 一般社団法人 新潟県設備設計事務所協会	025-231-5330 (平日 9:00～ 17:00)
6	埼玉県 全域 特定非営利活動法人 環境ネットワーク埼玉	048-749-1217 (平日 9:00～ 17:00)	16	山梨県 全域 山梨県商工会連合会	055-235-2115 (平日 8:30～ 17:15)
7	神奈川県全域 千葉県全域 東京都全域 一般社団法人 エネルギーから経済を考える経 営者ネットワーク会議	090-8506-1025 (平日 10:00～ 18:00)	17	長野県 全域 一般社団法人 長野県経営支援機構	026-237-2530 (平日 9:30～ 16:00)
8	東京都 全域 一般社団法人 資源エネルギー研究協会	03-6380-0759 (平日 9:00～ 19:00)	18	静岡県浜松市 株式会社浜松新電力	053-455-5077 (平日 9:00～ 16:00)
9	東京都 全域 一般社団法人 エコファーム推進機構	03-5812-1838 (9:30～18:00)	19	静岡県掛川市・ 菊川市 一般社団法人 中東遠タスクフォースセンター	0537-23-4675 (平日 9:00～ 17:00)
10	東京都全域 兵庫県全域 福岡県全域 一般社団法人 日本未来エネルギー会議所	03-5244-5222 (平日 11:00～ 17:00)	20	静岡県 全域 一般社団法人 静岡県環境資源協会	054-252-9023 (平日 8:30～ 17:15)

# 革新的な省エネルギー技術の開発促進事業

平成31年度予算案額 **87.8億円（78.5億円）**

資源エネルギー庁  
省エネルギー・新エネルギー部  
省エネルギー課  
03-3501-9726  
製造産業局 金属課 金属技術室  
03-3501-1794

## 事業の内容

### 事業目的・概要

- 本事業では、エネルギー基本計画（平成30年7月閣議決定）に基づき、「業種横断的に、大幅な省エネルギーを実現する革新的な技術の開発を促進」します。

#### (1) 戦略的省エネルギー技術革新プログラム

- 革新的な省エネルギー技術について、シーズ発掘から事業化まで一貫して支援を行うテーマ公募型技術開発支援を実施します。
- 平成31年度からは、テーマ設定型事業者連携スキームによる支援の強化を行います。

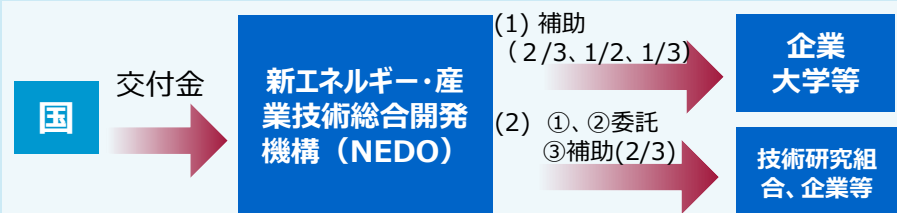
#### (2) 未利用熱エネルギーの革新的な活用技術研究開発事業

- 工場における加熱工程等で、有効に活用されずに捨てられている熱を削減・回収・再利用する技術を開発し、省エネ・省CO2の促進を目指します。
- 具体的には、高温（1,500℃以上）で使用可能な断熱材の開発等により、省エネ工場の構築等を実現します。

### 成果目標

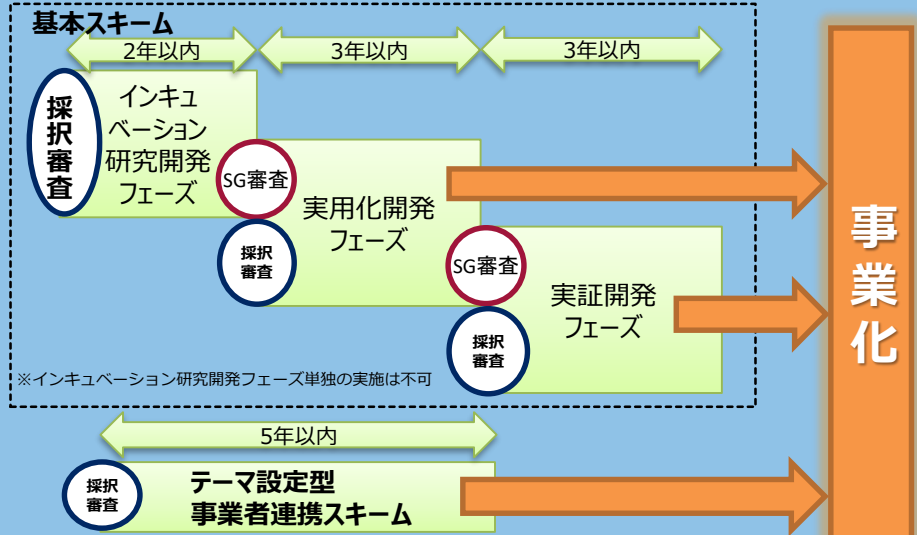
- (1) 我が国におけるエネルギー消費量を2030年度に原油換算で1,000万kl削減することを目指します。
- (2) 未利用熱エネルギーの削減・回収・再利用技術の活用によって、2030年度において約571万t/年のCO2削減を目指します。

### 条件（対象者、対象行為、補助率等）



## 事業イメージ

### (1) 戦略的省エネルギー技術革新プログラム



### (2) 未利用熱エネルギーの革新的な活用技術研究開発事業

#### 熱の利用技術（要素技術の開発）

#### 熱の3R



# 貨物輸送事業者と荷主の連携等による 運輸部門省エネルギー化推進事業費補助金

平成31年度予算案額 **62.0億円（新規）**

## 事業の内容

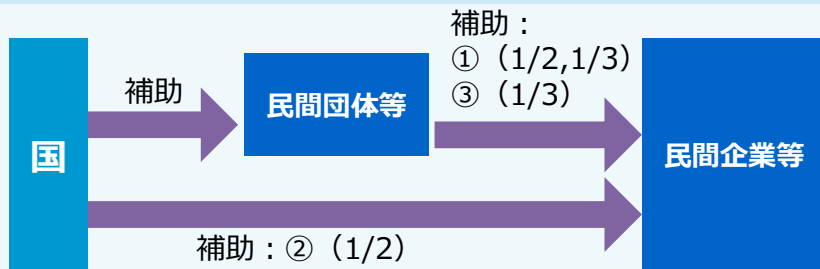
### 事業目的・概要

- 運輸部門の最終エネルギー消費量は全体の約2割で産業部門に次いで多く、当該部門の省エネ対策を進めることが重要です。
- 本事業では物流全体の効率化を図るため、輸送事業者と荷主等との連携について実証事業を行い、その成果を事業者に展開します。
- また、全海域に適用されるSOx（硫黄酸化物）排出規制の強化等を踏まえ、革新的省エネ技術と省エネスクラバーの組み合わせ等による省エネ効果の実証等を行い、省エネ船舶の普及を促進します。
- 併せて、自動車の実使用時の燃費改善を図るため、スキャンツールを整備工場等に導入して燃費に影響する不具合・劣化等の情報の収集・分析を行い、その結果を活用した自動車整備による省エネを促進します。

### 成果目標

- 本事業及びその波及効果によって、運輸部門におけるエネルギー消費量を2030年度までに原油換算で年間約126万kl削減することを目指します。

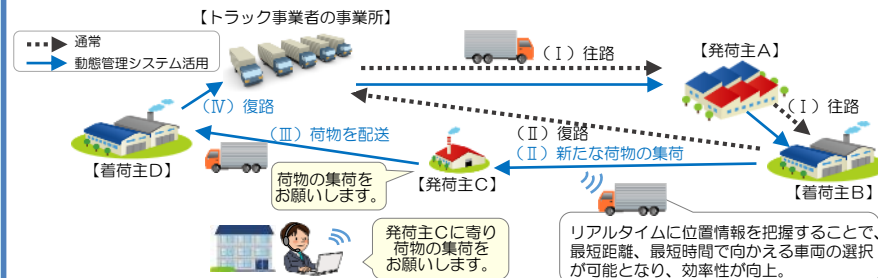
### 条件（対象者、対象行為、補助率等）



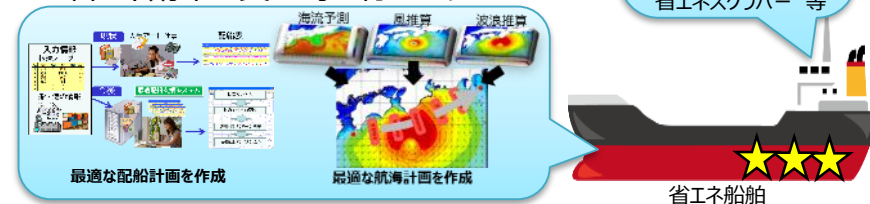
## 事業イメージ

### 貨物輸送の効率化

- ① 車両動態管理システムや予約受付システム等を活用したトラック事業者と荷主等との連携による省エネ効果の実証を行います。



- ② 内航海運事業者等において、革新的省エネ技術によるハード対策と運航計画や配船計画の最適化等によるソフト対策を組み合わせた省エネ船舶、革新的省エネ技術と省エネスクラバーを組み合わせた省エネ船舶の省エネ効果の実証等を行います。



### 使用過程車の燃費向上

- ③ 整備工場等において収集された燃費に影響する不具合・劣化等のデータを分析し、その結果を活用した自動車整備の促進と整備の機会拡大による省エネ効果を実証します。

関東経済産業局では、省エネや節電活動に役立つ情報、エネルギーに関連する情報を週1回メルマガ配信しています。この「エネマガ」を是非ともご活用ください。

関東経済産業局 メルマガ

検索

## 本資料に関するお問い合わせ

**経済産業省 関東経済産業局  
資源エネルギー環境部  
省エネルギー対策課**

TEL : 048-600-0362      FAX : 048-601-1302

☆ 関東経済産業局では、地域における省エネ活動を応援します！！

関東経済産業局ホームページ  
<http://www.kanto.meti.go.jp/>